

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和8年3月5日（木）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 8 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 12 号 農作業標準料金について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年3月5日(木)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

道下地区 松本 謙介

7. 議事録署名委員

10番 大崎 章博 14番 石坂 誠一

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和7年度3月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、10番大崎委員、14番石坂委員をお願いいた

します。

議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件5筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が10,734.00 m²です。

【議案第8号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 以前に3条申請にて大海寺新の農地を購入された方でございます。事務局から説明のあったとおり、申請地とその地権者の持つ空家を購入することとなり今回の申請に至りました。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたら、ご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第8号は許可決定いたします。

議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6ページ目をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が502㎡です。

【議案第9号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

12番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

10番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第9号は意見決定いたします。

議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

よる意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全44件、163筆、202,008.00㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

6番： 地権者が自治会名義になっているものがあるが制度上問題はないのか。

事務局： 中間管理機構に確認をとったところ、問題ないとのことでした。また、当該地番については仲間田の一部となっており、賃借権の設定が必要となっております。

12番： 今月の貸し借りに限らず、再設定となっている契約の中で、米価高騰に伴い1反当たりの賃貸借料金が上がった契約はあるのか。

事務局： 賃貸借料金については貸主借主の合意で決めていただいておりますが、これまで再設定時に賃貸借料金が上がった例というのは把握していません。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第10号は決定いたします。

議案第11号農作業標準料金について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第11号農作業標準料金についてご説明します。

【議案第11号 議案書をもとに朗読】

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8番： あくまで参考資料としての料金であるという認識でよろしいか。

事務局： ご認識のとおりです。この料金でなければならないというものではないため、実際の契約の際には各々で設定していただくことになります。

また、こちらの料金はあくまで平坦地で30a規模の整備田をでの作業を想定しておりますので、中山間地や変形田等の場合にはこちらの料金から大きく変わってくることもあるのではないかと考えております。

6番： 以前の総会でお願いした、地権者への料金振込の内訳表の送付はどのようになったのでしょうか。

事務局： 総会后、中間管理機構にそのような意見がある事を伝えた。現状の運用から変更するような案内や通知は受け取っておりません。

6番： 農協を通した契約等の際には地権者と耕作者それぞれに内訳表が届いていたため、地権者から金銭面で、「既に払ってくれたのか」というような話は少なかった。現状では内訳表のような物がなく、このような内容を地権者から聞かれることが増えた。管理元である中間管理機構から送付していただくよう、引き続き伝えていただきたい。

事務局： 承知しました。

議 長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

議 長： 異議が無いようですので、議案第11号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたので、その他の協議事項に移りたいと思います。

事務局： ・非農地通知について（令和8年度2月決定分）
・農振除外（令和7年度1月受付分）について
・魚津市におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
・魚津市農業委員会のロゴマークについて
・農業者との意見交換会で出た意見の共有について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時15分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第8号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、申請地周辺への将来的移住と農地取得を希望している譲受人に所有権を移転するものである。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、2月24日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第8号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人の労力不足により農地の管理ができないため、申請地周辺への将来的移住と農地取得を希望している譲受人に所有権を移転するものである 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、2月24日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農用区域内における農業用施設用地である。 許可基準は、農用地利用計画において、指定された用途に供するためです。	
転用目的	駐車場敷地	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場用敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場用敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については勾配により既設水路へ排出する計画であり、生活排水については発生しません。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は土地改良事業未実施区域でかつ、農地集団規模が10ha未満であるため第2種農地と判断しました。 許可基準は集落接続です。	
転用目的	注文住宅敷地	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金及び借入金でまかなう計画で、残高照会及び資金貸付承諾書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、流入を防ぎつつ、用悪水路へ排出する計画であり、隣接農地へ被害が及ばぬよう十分配慮されます。 生活排水は前面道路の公共下水道を利用し、排水する計画です。 。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		